

議案第87号

大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

大阪市国民健康保険条例（昭和36年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（協議会の委員の定数） 第2条の2 協議会の委員の定数は、次のとおりとする。 （1）被保険者を代表する委員 <u>6人</u> （2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員 <u>6人</u> （3）公益を代表する委員 <u>6人</u> 〔（4）略〕 （後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額） 第14条の2の6 後期高齢者支援金等賦課額は、<u>240,000円</u>を超えることができない。 （保険料の減額） 第17条の2 市長は、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に納付義務が発生した場合には、その発生した日。以下この項において同じ。）現在において、世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この項及び次項において世帯主等という。）について算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法（昭和40	（協議会の委員の定数） 第2条の2 〔同左〕 （1）被保険者を代表する委員 <u>9人</u> （2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員 <u>9人</u> （3）公益を代表する委員 <u>9人</u> 〔（4）同左〕 （後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額） 第14条の2の6 後期高齢者支援金等賦課額は、<u>220,000円</u>を超えることができない。 （保険料の減額） 第17条の2 市長は、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に納付義務が発生した場合には、その発生した日。以下この項において同じ。）現在において、世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この項及び次項において世帯主等という。）について算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法（昭和40

年法律第33号) 第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の

年法律第33号) 第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の

額をいう。以下この項及び次項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この項において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項及び次項において給与所得者等の数という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と

額をいう。以下この項及び次項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この項において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項及び次項において給与所得者等の数という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と

特定同一世帯所属者の数の合計数に305,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額から市規則で定める額を減額する。

- 2 市長は、前項の規定による減額がされない世帯主等について算定した同項の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に560,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額から市規則で定める額を減額する。

[3～5 略]

(徴収猶予)

第20条 市長は、災害その他特別の理由により納付すべき保険料を一時に納付することができないと認められる者に対して、納付することができないと認められる金額を限度として、6月（その者が急病の患者等として保険医療機関又は保険薬局から療養を

特定同一世帯所属者の数の合計数に295,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額から市規則で定める額を減額する。

- 2 市長は、前項の規定による減額がされない世帯主等について算定した同項の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に545,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額から市規則で定める額を減額する。

[3～5 同左]

(徴収猶予)

第20条 市長は、災害その他特別の理由により納付すべき保険料を一時に納付することができないと認められる者に対して、納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限つて、徴収を猶予することができる。

受けた者であるときは、その者の資力の活用が可能となるまでの期間として1年) 以内の期間を限って、徴収を猶予することができる。	
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の2の改正規定は、同年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市国民健康保険条例第14条の2の6、第17条の2及び第20条の規定は、令和7年度分以後の保険料について適用し、令和6年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

令和7年2月21日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

国民健康保険運営協議会の委員の定数、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額及び保険料を減額する基準を改めるとともに、保険料の徴収猶予の期間の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。